

議案第 5 4 号

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大口町
条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p> <p>2 略</p>

改 正 要 旨

1 改正概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が改正され、個人番号を活用した情報連携・特定個人情報の提供範囲が拡大されました。転職したときに、従業者本人の同意を得て、使用者が他の使用者にその従業者の個人番号を含む特定個人情報の提供を可能とする規定が、番号法第19条第4号として追加され、引用している号が繰り下がりましたので改正するものです。（第1条及び第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。